

令和6年第1回養老町定例会会議録

令和6年第1回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和6年3月4日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 令和6年度町長施政方針の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第9 議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第21 議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
日程第22 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第25 議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）
日程第26 議案第15号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28 議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについ
て
日程第30 議案第19号 令和6年度養老町一般会計予算
日程第31 議案第20号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第32 議案第21号 令和6年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第33 議案第22号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第34 議案第23号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第35 議案第24号 令和6年度養老町上水道事業会計予算
日程第36 議案第25号 令和6年度養老町下水道事業会計予算
日程第37 議案第26号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計予算
日程第38 議案第27号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計予算
日程第39 議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
日程第40 発議第1号 町長の専決処分事項の指定の変更について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前眞理
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	大倉修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中修	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	松岡弘泰
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	高橋正人	消防次長兼 消防課長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規	予防課長	辻政人

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和6年第1回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、養老町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、出向においては、提出議案の審議に当たり、辻予防課長が出席しております。

ここで報道機関に限り、本定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたします。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和6年第1回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、2月27日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

2月27日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は3月4日月曜日から3月21日木曜日までの18日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 令和6年度町長施政方針の説明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、ユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること、また説明、質問、答弁については、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会2日目の3月19日火曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等については、専決処分の報告3件、専決処分の承認1件、条例の制定1件、条例の一部改正11件、指定管理者の指定1件、人権擁護委員候補者の推薦3件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算4件、令和6年度特別会計の繰入れ1件、令和6年度一般会計及び特別会計等予算10件、以上、計35件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第5、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第7、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の計3件については、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第8、専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第6号））は、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第9、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第21、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての計13件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第22、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第24、人権擁護委員候補者の推薦についての計3件については、人事案件につき、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第25、令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）から日程第39、令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計15件については、補正予算に関する日程第25から日程第28までの計4件については議会初日に逐条上程、新年度予算に関する日程第29から日程第39までの11件については議会初日に一括上程し、それぞれ提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第9、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に

関する条例についてから日程第17、養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの計9件及び日程第20、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である総務民生委員会は、3月8日金曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第18、養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてと日程第19、養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてと日程第21、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての計3件の審査の付託先である産業建設委員会は、3月8日金曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第25、令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）から日程第39、令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの計15件の審査の付託先である予算特別委員会は、3月11日月曜日から13日水曜日までの3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

次に、日程第40、町長の専決処分事項の指定の変更についてであります。

町長の専決処分事項の指定の変更についての議案が地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議が終了した後上程することとし、当議案の審議方法については、この議案は議員発議でございますので、提出者から提案説明を受け、質疑を行った後に、討論を経て採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告とします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日3月4日から3月21日までの18日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月4日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度11月分から1月分までの現金出納検査結果報告書が、また同法第199条第9項の規定により、令和5年度事業監査結果報告書が議長に提出をされています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第4、令和6年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、おはようございます。

2月18日に広幡地区の公民館まつり、春祭りを皮切りに、昨日までに9地区でよりあいフォーラム、公民館まつりが開催されました。コロナで失われつつあった地域のコミュニティが戻りつつあると大変うれしく思っております。

また、議員各位におかれましても、養老町議会といたしまして、新聞社を通じまして多大なる義援金をいただいております。ありがとうございます。そのほかにも町民の方から心温まる能登半島地震への義援金を多数いただいております。本当に感謝申し上げます。そういった人道的支援、本当に衷心より感謝いたしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、施政方針に入らせていただきます。

本日ここに令和6年第1回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、何かと御多用にもかかわらず御参集いただき、誠にありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、令和6年度の予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に挑む所信の一端と主要施策の大要を申し上げたいと存じます。

初めに、元日に発生いたしました令和6年能登半島地震におきまして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この震災では、地震による建物倒壊に加え、地震直後の津波や大規模な火災などとも重なり、その被害をより大きなものとしております。

被災地に対しましては、全国規模で支援体制を構築しており、町といたしましても、発災当日に緊急援助隊として派遣した消防士をはじめ、災害建築物応急危険判定士や避難所支援員の派遣、支援物資の提供など、これまでに延べ40名の職員が被災地で活動しております。被災地での活動実績を踏まえ、いつ発生するか分からない南海トラフ地震などの自然災害に対する備えをいま一度強化してまいります。

感染拡大が長期化しておりました新型コロナウイルス感染症も、終息したわけではございませんが昨年5月に感染法上の取扱いが2類から5類へと変更され、養老公園の県営化100周年も後押しとなり、インバウンドも本格的な回復の兆しを見せてきています。

外国人観光客の嗜好は自然や食など体験を重視する傾向が強まってきており、本町が持つ観光資源は大きな強みとなっています。SNSなどを活用し、本町の魅力を広く情報発信できるよう取り組んでまいります。

一方で、国内の状況はエネルギー価格の高騰と円安による物価高騰が長期化しており、低所得世帯や子育て世帯を中心に大きな影響を受けています。このような傾向は昨年と比較して鈍化する予想もされておりますが、大幅な改善が見込めるものではございません。町民の皆様様の生活の安定と町内事業者の発展を下支えできるよう取組を進めてまいります。

さて、新年度は昭和29年11月に町制が施行されてから70年という節目の年となります。本町が大切に守り、育ててきた歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識する機会でございます。町民の皆様と一緒にこの大切な節目の取組を進めることで、人と人、人と地域の結びつきを強め、人が集まり、楽しく生きがいのあるまちの実現を目指すことで、シビックプライドの醸成を図ってまいります。

1. 町政の運営の基本方針。

私が養老町長に就任してから1年が経過いたしました。幸いにも新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類に変更されたことに伴い、行政懇談会をはじめとした様々な会議や意見交換の場に参加し、多くの御意見、町に対する思いを直接伺いすることができました。可能な限り迅速・適切な対応を行い、案件によっては計画的な事業の遂行を指示し、町民の皆様様に寄り添う町政運営に心がけてまいりました。

現場の実情を理解し、町民の立場に立って物事を捉え、考える。私が常に掲げる現場主義、町民目線という初心を忘れることなく、職員と一丸となって町政運営に邁進してまいります。

ここでは、その基本方針となる政策目標について御説明を申し上げます。

1つ目は、地域経済の活性化と雇用の創出です。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地域経済の回復の兆しを見せつつありますが、物価高騰の影響も大きく、停滞感は否めない状況でございます。物価高騰対策の実施により、インバウンドの復調と併せて地域消費の拡大を促してまいります。また、積極的な企業誘致による雇用の創出により、町内への人の流れを生み出し、経済の好循環へとつなげてまいります。

2つ目は、子育て支援策の充実です。

若い世代の流出は顕著であり、本町にとって大きな課題となっております。子育て支援策の充実を継続するとともに、物価高騰の影響にも配慮した対策を実施いたします。未来へ羽ばたく養老の宝を地域ぐるみで守り、育てる、温かい環境の醸成を図ってまいります。

3つ目は、健全財政の維持です。

本町では、ふるさと納税制度の活用により全国の皆様から多くの御支援をいただいております。町内事業者との連携による地場産品を通じたPRにも一定の効果を得ていると考えております。加えてメリハリのある事業展開を行い、より効率的、効果的な予算執行

に努めてまいります。

4つ目は、SDGsの推進を通しての地方創生のまちづくりでございます。

社会・経済・環境の3側面の土台となるのはまちです。安心して住み続けられるまちがあることで、人は幸せに暮らし、地域幸福度（ウェルビーイング）の向上へとつながってまいります。自然災害への備え、町民相互の関係の構築、地域活動の活性化を推進し、安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを推進いたします。

これらの政策目標と町の最上位計画である養老町まちづくりビジョンを踏まえ、密接に連携しながら、6つの個別施策を展開してまいります。

以下、新年度における主要施策について御説明いたします。

2. 新年度主要施策。

初めに、個別施策1. 人口減少対策についてであります。

少子高齢化・人口減少にあっても、人と人、人と地域の結びつきを大切に、地域活動の活性化を図るとともに、関係人口の創出によるにぎわいのある地域社会の形成を目指し、様々な取組を複合的に展開してまいります。

関係人口の創出を目的とした町公式ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDには東京圏にお住まいの方にも多数御登録いただきました。今後も町内事業者の協力を得ながら本町の隠れた魅力を積極的に発信し、サポーターの獲得と来訪者の増加に取り組んでまいります。

また、岐阜県内全市町村が連携して実施している東京圏からの移住支援事業補助金や町内での住宅取得等を支援する三世代ハッピースマイル事業補助金及び若者定住マイホーム取得支援事業補助金も継続し、子育て世帯・若者世帯の移住・定住を促進します。

加えて、結婚希望者の悩みに寄り添い、出会いの場を創出するための婚活イベントの開催など、切れ目のない伴走型結婚支援を実施するとともに、結婚生活を始める世帯の経済的支援を行う結婚新生活支援事業についても継続してまいります。

にぎわいのある地域社会の形成には、活発な地域活動が欠かせません。その中核となる地域自治町民会議では、地区内にある小学校の周年事業への参画や地域資源を生かした事業の実施など、地区の特性を生かした活動や地域への愛着を深める取組が進められています。町といたしましても積極的に支援いたしますので、活気に満ちた地域活動の展開を期待しております。

学校教育では、養老町教育大綱に基づき、「ひとりひとりが輝く教育」の基本理念の下、人権教育を基盤に、たくましく未来に向かう力（意欲や態度）を培う教育の推進を目指し、質の高い教育を進めてまいります。

養老町教育・文化フォーラムにおいては、各学校の特色のある教育を発表し、コミュニティ・スクールの取組の充実を図るとともに、養老の人や自然、文化との触れ合いをより一層推進し、ふるさと養老への誇りと愛着を育ててまいります。

また、児童・生徒の推移を踏まえ、学校のあり方検討委員会を設置し、将来を展望した学校の在り方を検討いたします。さらには児童数の減少に対応するため、学校間交流を行い多様な思考や価値観に触れることで、集団の中での学び合いを深めてまいります。

学校給食の給食費については、給食費の一部公費負担及び給食費のデザート補助を継続いたします。加えて、物価高騰相当分である月額500円を公費負担することで、保護者の経済的負担を合わせて合計で3割程度軽減してまいります。

全ての人が安心して子育てと仕事を両立できる支援を強化してまいります。

全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行うため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営するこども家庭センターを新たに設置し、相談支援体制の強化を図り、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を実施してまいります。

また、子供が病気の際、保育所等において児童を一時的に保育する病児保育事業の実施に向け、事業者の保育施設整備を支援し、子育てと仕事の両立できる環境の整備を図ります。

加えて、乳幼児の随時入園体制を充実させ、保育士の基準以上に配置する私立園・小規模保育施設に対する支援も引き続き実施してまいります。

また、多様な分野で性別にとらわれない参画や活躍を促進するため、子育て・就労世代を対象としたセミナーの開催やこども園への講師派遣を実施し、男女共同参画の形成に努め、女性の社会進出を促していきます。

ふるさと納税については、寄附者の利便性向上のため、ワンストップ申請のオンライン化を進めました。さらには、大手ふるさと納税ポータルサイトにおいて、検索連動型広告の運用開始、返礼品のウェブページの更新に力を入れるなど、寄附の拡大に努めているところでございます。新年度におきましても、本町の魅力を発信し、関係人口の創出につなげる重要なツールとして、さらなる内容の充実を図ります。

次に、個別政策2. 交通アクセス・住環境の改善についてであります。

子供や高齢者が安心して暮らせるよう交通事故防止対策として、交通ルール遵守やマナーの向上を図るため、関係団体との協働により、高齢者交通安全大学校や自転車運転免許講習会等を開催し、啓発活動を行うとともに、通学路など危険箇所への安全対策を継続して行ってまいります。

養老線交通圏地域公共交通網形成計画及び鉄道事業再構築実施計画に基づき、養老線養老線の維持及び利用者の利便性向上に資する取組や利用促進事業を関係団体と連携して実施いたします。

また、養老町地域公共交通網形成計画の次期計画となる養老町地域公共交通計画の策定を進め、本町の公共交通の課題整理や各種ニーズ等を把握・分析し、社会経済情勢の変化に配慮した安全・安心な公共交通環境の確保に向けて取組を進めます。

令和8年度に全線開通予定の東海環状自動車道や養老サービスエリアスマートインターチェンジへのアクセス向上が期待される（仮称）橋爪大橋など、広域的な主要道路網の整備促進について、引き続き近隣市町等と連携し、関係機関へ強く要望してまいります。

町道の整備においては、社会資本整備総合交付金を活用し、幹線道路の改良工事や養老町橋梁長寿化修繕計画に基づく橋梁点検、補修工事を進め、車と歩行者にとって安全かつ快適な交通環境の確保に努めてまいります。

老朽化や人口減少により空き家の数は増加しており、その有効対策として、空家・空き地バンクへの登録促進及び空き家等適切な管理の啓発や各種補助制度の活用を推進いたします。また、県住宅供給公社による空き家相談会が本年度をもって終了することから、町独自の相談会を自治会館等で開催し、空き家所有者や相続予定者等の不安解消、空き家の利活用につなげてまいります。

改良住宅につきましては、適切な管理に向け、引き続き法的措置を含め対応していくとともに、希望者への譲渡を推進してまいります。

上水道事業では、安全で安心した飲料水を供給するため、配水管の末端観測所における水質モニター更新工事を行います。また、西部簡易水道区域への給水開始に伴い、西部簡易水道第2ポンプ場を上水道（仮称）第5ポンプ場へと更新工事に着手します。各戸の上水道切替え工事については、新年度中に全加入申込者が予定どおり完了できるよう進めてまいります。

下水道事業では、町民生活の住環境を守るための適切な維持管理のため、既存施設の調査・修繕を実施いたします。また、未処理排水の削減による環境改善を図るため、公共下水道の接続啓発の強化、高度処理型合併浄化槽の普及促進に努めます。

3点目、個別施策3. 産業振興についてであります。

養老町農業振興地域整備計画の推進のため、健全な優良農地の保全と生産性向上のための整備を進めるとともに、本町の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業への取組を強力的に推進し、農業者の所得向上や雇用の確保を図ってまいります。

また、少子高齢化や人口減少による担い手の減少を改善するため、より効率的かつ効果的に農業を営めるよう農地の集積化、スマート農業の導入等を支援してまいります。

あわせて、土地改良事業の効率化、経営基盤の強化及び優良農地の保全を図るため土地改良区の統廃合を推進し、圃場の大区画化を進めるとともに、農業排水施設の健全化を図るため、農業基盤総合整備構想に基づき、県単県営事業を継続してまいります。

新食肉基幹市場建設推進事業では、本町の魅力・経済を大きく飛躍させる事業であることから、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会と連携を図り、引き続き戦略的に推進を図ってまいります。

商工振興では、企業立地を引き続き支援し、高規格道路や付随するインターチェンジ整備などによる優位な交通立地を生かした企業誘致と各産業との一体的な推進を図るとともに、工場等設置奨励金制度を継続し、本町への企業進出を促してまいります。

また、本町の経済を支える中小企業の持続的経営を支援していくため、養老町商工会との連携を今まで以上に密に行い、地元企業の育成支援、若者・有能なものづくり人材の確保・流出防止に努めてまいります。あわせて、町内商工業をPRし、地域経済の活性を促すため、ネクスト100プロジェクト実行委員会にて養老フェスタを実施いたします。

次に、個別施策4. 誘客の促進についてであります。

観光振興では、昨年度までに構築しました養老公園拠点整備プロジェクトによる養老駅を拠点とした観光インフォメーション施設を活用し、養老町特産ブランド認証品を強くPRし、本町の魅力を発信してまいります。

さらに、観光滞在時間の増大のための健康活動を取り入れたヘルスツーリズムや食肉産業と併せた旅行プランをブラッシュアップするとともに、持続可能な取組として継続できるよう関係者、関係団体と協議を行ってまいります。

次に、個別施策5. 物価高騰対策についてであります。

エネルギー価格の高騰と円安による物価高騰が長期化しており、低所得世帯や子育て世帯を中心に日常に与える影響は非常に大きなものとなっています。町民の皆様の生活の安定と町内事業者の発展を下支えできるよう、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を有効活用し、地方単独事業の実施により支援してまいります。

まず、3歳未満児を養育する子育て世帯に対し、経済的負担軽減をするための事業を実施いたします。また、学校給食の給食費の一部公費負担に加え、物価高騰相当分となる月額500円の公費負担し、児童・生徒の保護者への負担を転嫁することなく学校給食を提供してまいります。

さらには地域内消費の拡大を促し、町内事業者への支援を行うため、養老町商工会と連携してプレミアム付商品券事業を実施いたします。

6点目は、個別施策6. 防災・減災対策についてであります。

いかなる災害が発生した場合にも、その被害を可能な限り最小化し迅速に回復することができるよう、養老町国土強靱化計画に基づき、住民が安全で安心な生活を送ることができる災害に強いまちづくりを推進してまいります。

大規模な災害に対する備えといたしましては、備蓄品の整備計画に基づき、新たな防災備蓄倉庫を設置し、地域と防災拠点との連携強化を図り、地域における防災力向上を促します。

また、避難所生活において、女性や高齢者が安心して生活を送るため必要な備蓄資材の購入に取り組み、災害に対する備えを推進します。さらには自主防災隊の資機材補助

を拡大し、地域防災力の強化に努めます。

また、災害時に、高齢者や障害者等の避難に支援が必要となる避難行動要支援者の方に対し、避難行動要支援名簿への登録及び個別避難計画の作成を促し、円滑な避難の実現に向けて取組を進めてまいります。

近年の豪雨災害に対応可能な水防活動体制の構築のため、大巻地内の水防拠点において実践的な水防訓練を引き続き実施していくとともに、必要な区域の雨水出水浸水想定区域図と併せて、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを活用し、地域住民への周知及び意識啓発を行ってまいります。

さきの能登半島地震では、耐震性の低い建築物の倒壊により大きな被害が発生したことから、養老町耐震化促進計画に基づき実施する木造住宅無料耐震診断や耐震補強工事、通学路等における危険ブロック塀の除去などへの補助制度について、広報や町ホームページにおいて周知し、耐震化率の向上に努めてまいります。

また、防災拠点の施設となる養老消防署南部分署の補修工事を施行し、施設の長寿命化を図ります。加えて、消防団を中核とした地域防災力向上のため、高田地区の消防ポンプ自動車を更新配備するとともに、消防団の身体保護装備品の配備と充実を推進いたします。

その他。

そのほかにもデジタル分野では本町独自の取組である「Smart Town YORO project」を推進し、本年度構築したデータ連携基盤を活用した事業者や町民ニーズ・課題等を的確に捉えた事業を実施するとともに、データを活用した新たな事業展開や地域の様々な主体の参画により、持続的な仕組みへと発展させてまいります。

また、テレワーク施設YOROfficeを拠点とした地域企業のグローバル化の取組や異業種との関わりを持つことによる新たな産業創出、デジタル人材の育成に努めてまいります。さらには、デジタルデバイド対策としてスマートフォン教室を開催し、基本操作やアプリの活用方法などを学ぶ機会を提供することで、デジタル活用になじめない方々の不安解消につなげてまいります。

岐阜県で開催される国内最大の文化祭典である「清流の国ぎふ」文化祭2024に併せて、本町では町実行委員会主催による家族の絆愛の詩の発表会を全国文化交流事業として開催いたします。家族の絆や人への思いやり、感謝の心の醸成を図るとともに、親孝行のまち養老を県内外へ広く発信してまいります。

町史跡に指定された千人塚1号古墳及び象鼻山古墳については、地域住民と連携し、保護と活用に向けて環境整備に努めてまいります。

また、循環型で持続可能なまちを目指し、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、県補助金を活用した太陽光発電設備等設置補助事業を継続してまいります。

一般ごみの分別については、本年度導入した収集日や分別方法が検索できるごみ分別アプリの利用促進に努め、分別回収を推進いたします。

人権につきましては、自分以外の誰かのことでなく自分のこととして捉え、他者の人権を尊重・配慮できるよう啓発活動、人権教育の推進をしてまいります。

また、新年度から始まる第9期介護保険事業計画に基づき事業を推進するとともに、行方不明となる可能性のある認知症高齢者の衣服等に二次元バーコードが印字されました見守りシールを貼り、登録した連絡先などの情報を携帯電話等で読み取ることで、早期発見、保護及び引渡しにつなげる仕組みを整え、家族等の負担を軽減し、認知症の方を地域で見守り、認知症の人やその家族が安心して暮らせる体制を整備してまいります。

また、高齢者の医療、健診、介護情報等を一括して把握することにより明確になる健康課題に対し、保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、健康寿命の延伸につなげてまいります。

第37回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催を令和7年度に控え、新年度には町実行委員会を設立し、リハーサル大会を開催することで、高齢者を中心とした幅広い世代に対し、健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図ってまいります。

新たに、帯状疱疹の発症及び重症化の予防のための帯状疱疹ワクチン予防接種費用を助成するとともに、介護保険制度の対象とならない40歳未満の若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養にかかる費用を助成し、生活の質の向上及び負担軽減を図ってまいります。

本年度策定した第4次養老町障がい者プランに基づき、障害者の有無に関わらず、一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰もが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中で生き生きと暮らしていけるよう事業を推進してまいります。

さらには、町民の医療環境を確保するため、西美濃厚生病院と西濃厚生病院との間を巡回するシャトルバスの運行に係る経費の一部を助成してまいります。

行政サービスの向上では、コンビニ交付サービスを継続して実施するほか、本籍地が遠隔にある方でも窓口において戸籍謄本等を取得することが可能となる広域交付の実施をするなど、証明書交付窓口における住民サービスの向上を図ります。

町政の運営を図る上で、貴重な自主財源となる町税の確保は極めて重要であり、税負担の公平性、安定的な財政基盤の観点から、期限内自主納付の促進に取り組みます。さらに、徴収体制の強化として迅速な滞納処分や徴収職員のスキルの向上のため、新たな徴収指導員を配置し、積極的な滞納整理事務を実施いたします。

公共施設等の管理については、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、現課題を共有・把握し、中長期的な視点をもって目標達成に向けた取組を推進します。

冒頭でも申し上げましたが、新年度は町制70周年を迎えます。町では、この記念すべき節目を契機に本町の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識し、さらに発展させる

べく薪能や記念式典など記念事業を実施してまいります。

また、未来に向けた地域活性化を図るため、町内の各種団体が企画・実施する記念事業に対する補助制度を創設し、地域資源を活用した町民主体の事業展開を後押しいたします。

3. 新年度予算編成。

本町の財政状況につきましては、令和4年度の経常収支比率は3.9ポイント増加し、85.7%であり、依然として高い水準にあります。健全化判断比率においては、実質公債費比率は0.4ポイント増加し7.8%、将来負担比率においては13.7ポイント改善し、37.8%となりました。

一般会計における地方債の現在高は、令和4年度以降は借入れを抑制できていることにより、本年度末約100億円となる見込みで、減少傾向となっています。

新年度の予算規模については、一般会計が対前年比5.0%増の120億2,300万円、国民健康保険特別会計など7つの特別会計及び2つの企業会計合わせて前年度比0.7%増の83億6,640万円で、総額は前年度比3.2%増の203億8,940万円となりました。

一般会計の予算の歳入面では、町税は、前年度比2.9%減の33億964万円を計上し、地方交付税については、前年度比3.2%増の26億1,850万円を見積もりました。また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に前年度比63.5%減の2,740万円を見込み、道路整備事業として地方道路等整備事業債に1億2,010万円、県が実施する用水路修繕工事に対するため池防災対策事業に7,000万円など、総額で3億5,280万円を計上しました。

以上、町政運営に挑む所信の一端と主要施策について述べてまいりました。これらの諸施策の実現に当たりましては、議員各位並びに町民の皆様、各種団体、事業者の皆様と手を取り合い、全力で取り組んでまいり所存でございますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます、長くなりましたが令和6年度の施政方針といたします。

○議長（野村永一君） 町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）を上程し、議題とします。

なお、本件は地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要について説明させていただきます。

この専決処分については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定

により、養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について報告するものでございます。

このたびの訴えの概要は、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促しましたが応じない者につきまして、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものでございます。

町営住宅の明渡しを求める相手側は、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第1号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題とします。

なお、本件も地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要について説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項により、公用車の事故における損害賠償の額が決定したことについて報告するものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年11月27日午後2時頃、養老町高田829番地2、役場東テント前の敷地内におきまして、有害ごみの準備をするため有害ごみ収集車をテント前に移動したところ、テント前に止めてあった相手方の自家用車でございます軽トラックに有害ごみ収集車とのバンパーが接触し、相手側のドアの一部が破損したものでございます。

令和6年1月22日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したことに伴い、専決処分をいたしました。

詳細につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題とします。

なお、本件も地方自治法第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみ受け

たいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要について説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項により、町有地管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告をするものでございます。

町有地管理瑕疵の概要は、令和6年1月9日午前11時30分頃、町が所有・管理する役場北職員駐車場から流出した砂利に起因する飛び石により、民家のガラス扉が破損したため損害賠償をしたものでございます。

令和6年2月8日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したため、専決処分をいたしました。

内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第8、承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第1号 専決処分の承認について（令和5年度養老町一般会計補正予算（第6号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,995万9,000円を追加し、予算総額を126億4,595万8,000円とするもので、令和6年1月5日に専決処分をしたものでございます。大変高額な額でございましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

主な補正の内容は、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業、災害対策事業でございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について説明させていただきます。

款9消防費、項1消防費、3目防災費では、本年1月1日に発生した能登半島地震の被災地に対して、迅速な支援及び災害を踏まえた本町の備蓄体制を整備するため、1,109万7,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として8,886万2,000円を増額し、該当事業へ財源充当しました。

充当先事業につきましては、8、9ページの款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業に全額を充当いたしました。

6、7ページに戻りまして、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として1,109万7,000円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出について御説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得者世帯支援事業では、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置のうち、住民税均等割のみ課税世帯700世帯に10万円及び低所得者の子育て世帯の世帯内で扶養されている18歳以下の子290人に5万円の給付の早期開始を目指すため、給付金8,450万円及び関連する諸経費として、総額8,886万2,000円を計上いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

これより暫時休憩といたします。再開は午前10時45分といたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第9、議案第1号から日程第21、議案第13号までの計13議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

日程第9、議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第1号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明をさせていただきます。

令和6年1月25日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例は、該当する4条例につきまして条立てで改正を行うものでございます。改正箇所が多岐にわたるため、条項ずれを補足する改正や文言、表現を改める改正規定については説明を省略させていただきます。また、第2条関係以降の改正について、第1条関係と同様の理由による場合は説明を省略させていただきたいと存じますので、あらかじめ御了承願います。

議会定例会資料の養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

ページは1ページから52ページになります。

2ページになります。

第7条の改正規定では、サービス提供の管理や経営の能力を持つ人材に限りがあることから、管理者が兼務できる事業所の範囲について明確化するため、「同一敷地内にあ

る」との文言を削るものです。

3ページからになります。

第9条の改正規定では、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能にするため特定の媒体を削る改正を行っております。

第24条、第42条の第2項、第51条、第58条、第59条の9、第59条の30、第59条の37、第70条、第92条及び第197条第7号の改正規定では、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、現行の運営基準上、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のないサービス等について、当該規定を新たに設けることとする旨等の所要の改正を行っております。

5ページになります。

第34条の改正規定では、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧の完結等を求めるデジタル原則の考え方を踏まえ、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトにも重要事項を掲載することを義務づける旨を付け加えるものです。

19ページからになります。

第65条第2項及び第82条第6項の表中の改正規定では、指定介護療養型医療施設が経過措置期限の到来により廃止されることに伴い、所要の改正を行っております。

23ページからになります。

第83条、第111条第1項、第121条及び第131条の改正規定では、第7条の改正規定同様に指定小規模多機能型居宅介護の管理者について、現行の基準では兼務可能とされているサービスが限定されていますが、この限定について撤廃されるため関係規定について削るものです。

27ページになります。

第106条の2の改正規定では、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、居住系サービスについて、利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける規定を付け加えることとしています。

29ページからになります。

第125条、第147条及び第172条の改正規定では、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するために、当該サービスについて対応の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

33ページになります。

第130条第11項の改正規定では、先進的な生産性向上の取組を促す観点から、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われると認められる指定特定施設に係る人員配置基準（看護職員及び介護職員の合計数）について、本条第1項第2号に定める基準に代えて、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとする旨付け加えております。

39ページになります。

第165条の2の改正規定では、入所者への医療提供体制を確保する観点から、指定地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、施設・配置医師・協力病院の3者で役割分担等を協議した上定めることとし、また、1年に1回以上当該対応方法の見直しを行うことを義務づけるため、所要の改正を行っております。

44ページになります。

第187条の改正規定では、ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする旨の規定を付け加えております。

続きまして、養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

ページは53ページから69ページになります。

第6条、第10条、第45条、第72条及び第79条の改正規定では、整備条例第1条中、第7条の改正と同様の理由により文言を削る等の改正を行っております。

54ページになります。

第9条第2項、第44条第6項の表中の改正規定では、整備条例第1条中、第65条第2項等の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

56ページになります。

第11条の改正規定では、整備条例第1条中、第9条の改正と同様の理由により特定の媒体を削る改正を行っております。

第32条の改正規定では、整備条例第1条中、第34条の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

58ページになります。

第40条、第42条及び第53条の改正規定では、整備条例第1条中、第24条等の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

63ページになります。

第63条の2の改正規定では、整備条例第1条中、第106条の2と改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

66ページになります。

第83条の改正規定では、整備条例第1条中、第125条等の改正と同様の理由により所要の改正を行うとともに、新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取りまとめることについて努力義務を課す改正を行っております。

続きまして、養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）を御覧ください。

ページは70ページから79ページになります。

第4条の改正規定では、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになり、従来の従業者の基準とは別に、指定居宅介護予防事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準を定めるため、所要の改正を行っております。

第5条の改正規定では、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者に関する基準等を規定するため、所要の改正を行っております。

72ページになります。

第12条の改正規定では、指定居宅介護支援の基準に倣い、指定介護予防支援を行う場合についても交通費の支払いを受けることを認めることとなるため、所要の改正を行っております。

74ページになります。

第23条の改正規定では、整備条例第1条中、第34条の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

第30条及び第32条の改正規定では、整備条例第1条中、第24条等の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

また、32条の改正規定において、人材の有効活用及び指定介護予防サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、モニタリングについては、これまでと同様に3か月に1回利用者の居宅を訪問して行うことを原則としつつも、一定条件の下、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする旨、並びに管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者に対して町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を情報提供することを運営基準上義務づける旨を付け加える改正を行っております。

続きまして、養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条関係）を御覧ください。

ページは80ページから97ページになります。

第5条の改正規定では、令和3年度報酬改定において、一定の要件の下で取扱件数による通減制の適用を緩和する措置が導入されているところですが、この緩和措置との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準に係る所要の改正を行っております。

第6条の改正規定では、整備条例第1条中、第7条の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

第7条の改正規定では、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、各サービスの利用割合等を利用者に説明し、理解を得ることが義務づけられているところですが、利用者への説明に係る事務負担の軽減等の観点から、当該義務づけを努力義務に変更する旨改正を行っております。

84ページになります。

第16条では、省令で定める指定居宅介護支援の具体的取扱方針の規定に倣い、規定の見直しを行っております。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、現行の運営基準上、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のないサービス等について、当該規定を新たに設けることとする旨等の所要の改正を行っております。

95ページになります。

第25条の改正規定では、整備条例第1条中、第34条の改正と同様の理由により所要の改正を行っております。

定例会議案、37ページから39ページを御覧ください。

この条例は令和6年4月1日から施行するものでありますが、一部の規定については令和7年3月31日まで義務づけが猶予されているため、改正附則第1条ではその旨を規定しております。

次に、改正附則第2条から第4条では、当該規定について、令和7年3月31日までは義務づけを努力義務に緩和する経過措置を定めております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第10、議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第2号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、監査委員事務局長より補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 中島監査委員事務局長、自席にて補足説明。

○監査委員事務局長（中島和哉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町監査委員条例新旧対照表を御覧ください。

第4条では、地方自治法の改正による引用条項の条ずれに伴い、「第243条の2」を「第243条の2の7」に改めるものです。

施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第11、議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第3号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第2条の改正につきましては、法別表第2の廃止に伴い、第4条において規定する用語について、第5号、特定個人番号利用事務、第6号、利用特定個人情報を追加するものです。

第4条第1項及び第3項の改正につきましては、法別表第2の廃止に伴い、同表を引用している箇所について「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものです。

次に、施行日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2点についてお伺いいたします。

まず最初に、第4条第1項及び第3項で、新たに規定する特定個人番号利用事務と従来規定の法別表第2の第2欄に掲げる事務との違いについて伺います。

2点目は、第4条第3項において、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に置き換えることによどのような効果があるのかお尋ねをいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の御質問でございますけれども、現行の法におきましては、法別表第2に規定されている事務についてのみ個人番号が利用できることとされています。このたびの改正により法別表第2の第2欄が削られ、各所管省庁が所管する主務省令で規定されたものについては、情報連携を行うことができることとされました。

特定個人番号利用事務とは、各機関が持つマイナンバーを含む特定個人情報の提供を受けることによって、情報連携や効率化を図るべきものとして主務省令で定める事務となります。具体的には、公金の支給について連携される特定個人情報や国家資格に関する事務に連携される特定個人情報などの事務となります。

2点目の御質問でございますけれども、利用特定個人情報とは、特定個人番号利用事務を処理するために政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要なマイナンバーを含む特定個人情報として主務省令で定めるものとされましたので、特定情報から利用特定個人情報に文言が置き換えられたものでございます。これは、特定個人情報を情報連携し、利用特定個人情報として事務に利用することを規定したものです。

条例の改正と前とでは、取り扱う情報に変更はございません。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第12、議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第4号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和6年度に養老町学校のあり方検討委員会を設置するに当たり、当該検討委員会委員の報酬等を定めるため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

当町の児童・生徒数の推移を踏まえ、子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう令和6年度に養老町学校のあり方検討委員会を設置し、学校の適正規模や適正配置等、将来を展望した学校の在り方を検討するため、当該検討委員会委員の報酬等について所要の改正を行うものでございます。

別添資料の養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧ください。

今回の改正では、別表に学校のあり方検討委員会委員の報酬として、日額4,800円とする規定を新たに加えるものであります。費用弁償については、他の委員と同様に議員に支給する旅費の例によるものといたします。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第13、議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第5号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

首都圏に勤務する職員に対し、民間の賃金水準を基礎とした地域物価等の差を補填することを目的に支給する地域手当を新たに創設するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

第2条の改正については、新たに地域手当を創設するものです。

第10条の3については、新たに創設された地域手当について必要な規定を設けるものです。首都圏に勤務する職員に対し、給料の100分の20以内で町の規則で定める割合を乗じて得た額を支給します。

第16条の改正については、勤務1時間当たりの給与額の算出に地域手当の月額を加える改正を行うものです。

第19条の改正については、期末手当基礎額の算出に地域手当の月額を加えるものです。

第20条の改正については、勤勉手当基礎額の算出に地域手当の月額を加えるものです。

第22条の改正については、手当の支給方法に関する規定に地域手当を加えるものです。

第23条の改正については、退職者に支給する給与の規定に地域手当を加えるものです。

次に、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第6号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当等の支給が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

第3条の改正については、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、給与の種類に勤勉手当を追加する改正を行うものです。

第13条の2については、令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当について、必要な規定を新たに設けるものです。

第21条の2につきましては、フルタイム会計年度任用職員と同様に、パートタイム会

計年度任用職員に支給する勤勉手当について、必要な規定を新たに設けるものです。

次に、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

附則第2項につきましては、令和6年度に支給する勤勉手当に関する特例を規定しております。勤勉手当の支給月数は、令和6年度は年間0.5月とし、今後段階的に上げを実施する予定をしております。

次に、附則第3項、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表4ページを御覧ください。

第7条第2項の改正については、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外している規定を削除するものです。

また、第9条の改正については、会計年度任用職員の根拠法令を第7条第2項で削除したことに伴い、新たに必要となる根拠法令を追加するため改正を行うものです。

次に、附則第4項、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表5ページを御覧ください。

第4条第1項の改正については、会計年度任用単純労務職員給与の種類に勤勉手当を追加する改正を行うものです。

次に、附則第5項、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、別添資料、新旧対照表6ページを御覧ください。

第18条第1項の改正については、会計年度任用企業職員の給与の種類に勤勉手当を追加する改正を行うものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第15、議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）等が令和5年12月6日に公布され、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務に係る手数料の額の見直しをするとともに、令和6年4月1日より岐阜県から新たに権限移譲を受ける鳥獣の飼養登録など事務に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ順に予防課長、産業観光課長より補足説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 辻予防課長、自席にて補足説明。

○予防課長（辻 政人君） それでは、私のほうからは、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務に係る手数料の額の見直しについて補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われているところです。

今回の改正につきましては、事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定が行われることに伴い、養老町手数料条例の一部を改正するものです。

別添資料の養老町手数料条例新旧対照表の1ページから4ページを御覧ください。

別表5の項中、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料のうち、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものを「118万円」から「145万円」に、5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のものを「141万円」から「172万円」に、1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものを「159万円」から「192万円」に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満のものを「195万円」から「236万円」に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものを「227万円」から「274万円」に、20万キロリットル以上30万キロリットル未満のものを「455万円」から「564万円」に、30万キロリットル以上40万キロリットル未満のものを「582万円」から「724万円」に、40万キロリットル以上のものを「707万円」から「879万円」にそれぞれ改めるものです。

次に、新旧対照表の4ページを御覧ください。

別表7の項中、高圧ガス製造施設許可申請手数料のうち、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

る法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請にあつては6,000円と新たに追加するものです。

以上で、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査事務の手数料の額の見直しについての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて補足説明。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうからは、権限移譲を受ける鳥獣の飼養の登録事務に係る手数料の額を定めることについて補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町手数料条例新旧対照表7ページを御覧ください。

別表の12の項に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に係る手数料を3つ新たに追加するものです。

1つ目が、同法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録手数料、2つ目が、同法第19条第5項に規定する鳥獣の飼養の登録更新手数料、3つ目が、同法第19条第6項に規定する鳥獣の飼養の登録に係る登録票の再交付手数料で、手数料は全て1件につき3,400円でございます。

鳥獣の飼養の登録事務に係る手数料の額を定めることについての補足説明とさせていただきます。

最後に、施行日につきましては、ともに令和6年4月1日から施行といたします。

以上で、議案第7号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） これは年間どれくらいの事務量があるのかということと、それに伴う職員の配置及び鳥獣の飼養、鳥獣の範囲・内容を具体的にお尋ねします。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問について回答させていただきます。

現時点での登録が行われるだろうという想定はございません。したがって、それに対する事務員の特別な配置というものも考えてはございません。

内容につきましては、狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養しようする場合に飼養登録が必要と

いうこととなります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第16、議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第8号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が令和5年12月26日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

別添資料の養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第24条につきましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする旨の改正をします。

次に、第54条第2項第2号につきましては、電磁的記録方法について、現行「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から、記録媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 総務民生委員ですけれども、総括的に文言についてお尋ねしたいと思します。

この電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、括弧内の説明を読んでも、いまいち文言の意味が伝わらないので御説明いただきたいと思します。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

自動公衆送信につきましては、インターネットやアプリなどを想定しておりまして、テレビやラジオやケーブルテレビといったものは該当しないというものであります。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第17、議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第9号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに見直される介護保険事業計画により定められておりますが、現在、第8期介護保険事業計画が令和5年度をもって終了いたしますので、次期計画である第9期介護保険事業計画の期間である令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるため、また介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正により、介護保険第1号保険料が標準9段階より標準13段階へ見直されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料、養老町介護保険条例新旧対照表1ページを御覧ください。

第4条第1項の改正規定では、同項第5号を標準保険料とし、各段階の保険料を定めております。また、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正により、介護保険第1号保険料が標準9段階より標準13段階へ見直されることに伴い、第4条第1項に第10号から第13号の規定を追加しております。

第4条第2項から同条第4項の改正規定につきましては、第1段階から第3段階までの減額賦課後の保険料について規定するものであります。

2ページを御覧ください。

第6条第3項の改正規定は、多段階への見直しによる改正後の介護保険法施行令の規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

また、改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第18、議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第10号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が公布され、法において定められたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて補足説明。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

養老町営住宅管理条例の新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正についてですが、このたびの関係法令の改正により、本条例中の該当引用条項を改めるものです。

第5条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加えるものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第19、議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第11号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、水道整備・管理行政の一部事務が厚生労働大臣から国土交通大臣等へ移管されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町上水道事業給水条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

今回の水道法の一部改正に伴い、給水装置等の申込みや給水装置の基準違反等に対する措置、過料に関する規定において所管する省庁名の変更を行うもので、第5条第1項、第35条第2項及び第38条第1号中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」にそれぞれ改めるものです。

施行日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第20、議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年2月9日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い補償基礎額が改定されることとなり、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防総務課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 古川消防総務課長、自席にて補足説明。

○消防次長兼消防総務課長（古川博規君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」と申し上げます。）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めているものであります。

この補償基礎額は、国家公務員の給与月額を日額換算した額を基に算出されております。昨年11月に、（国家公務員）一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、基準政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の一部が引き上げられたことに伴い、改正を行うものです。

別添資料の養老町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第5条第2項第2号については、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「8,900円」から「9,100円」に引き上げる改正を行うものです。

次に、別表の補償基礎額表については、消防団員の各階級及び勤務年数に応じて補償基礎額をそれぞれ引き上げるとともに、表記を算用数字に改めるものです。

施行日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行します。

この条例による改正後の養老町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた養老町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」といいます。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」といいます。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第12号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第21、議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

養老町テレワーク施設の指定管理につきましては、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項及び同条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りま

すようよろしくお願ひいたします。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて補足説明。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町テレワーク施設でございます。

指定管理者となる団体は、神奈川県逗子市桜山九丁目1番14号、株式会社GLOBALでございます。

また、指定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、1つ目として、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第1号に規定する住民の平等な利用が確保されることについて、同社は全国で同様の施設を3施設運営しており、また逗子市の同施設を借り受け、地域の市民への利用を行い運営していることなどから、養老町のビジネスの拠点として、また公の施設としても平等に利用されることが考えられること。2つ目として、同項第2号に規定する当該団体の計画する事業内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることについて、同社は全国で現在も同様施設を運営しており、施設間の連携を図ることで効果的、効率的な事業運営が可能であり、経費の縮減が期待できること。3つ目として、同項第3号に規定する当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることについては、同社は令和5年度に養老町テレワーク施設の指定管理者として運営を行った実績を鑑み、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していることなど総合的に勘案し、株式会社GLOBALを指定管理者として指定することが適当であると考えます。

以上で、議案第13号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第22、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第24、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、推薦に係る同意の人事案件であることから、討論は省略することにし、各議案ごとに採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第1号から同意第3号までの人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

令和6年6月30日をもって3名の人権擁護委員が任期満了を迎えることに伴いまして、岐阜地方法務局長より後任の推薦依頼がございました。

これを受けまして、引き続き御依頼し、承諾をいただいております同意第1号、住所、岐阜県養老郡養老町烏江1087番地1、高木和子氏及び同意第2号、住所、岐阜県養老郡養老町栗笠143番地1、氏名、桑原利恵氏、同意3号につきましては新任でございますけれども、新たに住所、岐阜県養老郡養老町三神町820番地、山田周一氏を新たな人権擁護委員として適任であると判断いたしましたので、この3名につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。

なお、3名の任期につきましては、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。

以上、同意第1号から同意第3号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第25、議案第14号から日程第28、議案第17号までの計4議案については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第25、議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第14号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億8,015万4,000円を追加し、予算総額を130億2,611万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、ふるさと納税推進事業、養老鉄道活性化事業、地方交付税及び繰越明許費の追加、地方債の追加変更についてでございます。

詳細につきましては、総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、消防長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、13、14ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の訟務関係事務では、免職処分取消請求事件における時間外勤務の未申請部分の手当の補償金として8万2,000円を計上しました。

ふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、受付事務等に係る経費として3億147万8,000円を増額いたしました。

12目減債基金費では、昨年12月に追加交付を受けました普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費として交付された3,567万7,000円を趣旨に沿って減債基金に積み立てることとし、積立金で同額を増額いたしました。

17目ふるさと応援基金費では、寄附金見込み額10億7,568万4,000円のうち、3億2,109万8,000円は、寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り7億5,458万6,000円を基金に積み立てることとしたため、1億458万6,000円を増額いたしました。

次に、9、10ページの歳入について説明させていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、1目地方交付税では、普通交付税として国の補正予算により昨年12月に7,704万円の追加交付を受けたことにより、7月に交付決定を受けた24億2,336万1,000円と当初予算額との差6,696万1,000円を合わせて合計1億4,400万1,000円を増額いたしました。

款17寄附金、項1寄附金、1目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金見込み額が10億7,568万4,000円でありますので、予算との差額4億2,568万4,000円を増額いたしました。

寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、魅力あふれる地域づくりに関連する事業へ4,750万円、未来を担う人づくりに関連する事業へ1億7,317万5,000円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する事業へ6,192万3,000円、活力あふれる基盤づくりに関連する事業へ1,904万7,000円、行政経営機能の強化に関連する事業へ1,101万9,000円、クラウドファンディングを実施した事業へ843万4,000円の計3億2,109万8,000円を充当し財源更正を行い、7億5,458万6,000円はふるさと応援基金積立金に充当しております。

款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整により5,000万円を減額いたしました。

4目ふるさと応援基金繰入金では、財源調整及び事業の見送りのため1億9,021万3,000円を減額しました。

このため、13、14ページの款3民生費、項1社会福祉費、3目福祉医療費の重度心身障害者医療事業で5,530万円の財源更正を行い、15、16ページの款6農林水産業費、項1農業費、6目食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業で1億3,491万3,000円を減額しました。

次に、11、12ページを御覧ください。

款21町債、項1町債、6目臨時財政対策債では、令和5年度普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額が6,016万3,000円となりましたので、当初予算額との差額1,493万7,000円を減額いたしました。

次に、5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正では、令和5年度内に事業が完了しない養老鉄道活性化事業5,140万円、社会保障・税番号制度システム整備事業1,261万円、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業（追加分）141万1,000円、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業8,502万1,000円、総合保健福祉施設整備事業1,050万5,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業98万円、道路新設改良費1,752万8,000円、中央公園維持管理整備事業費719万4,000円について繰越明許費を設定しました。

次に、6ページを御覧ください。

第3表 地方債補正では、養老鉄道活性化事業の増額に伴い、新たに地域公共交通再構築事業債2,570万円を追加しました。

また、発行可能額の確定により、臨時財政対策債を6,016万3,000円に変更いたしました。

以上で総務関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、13、14ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、行政区再編に伴うシステム改修費として39万6,000円を増額しました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、障害給付費等支払手数料を16万円増額し、国民健康保険特別会計繰出金においては、令和5年度の国民健康保険基盤安定負担金の額が決定されましたので1,216万9,000円を、介護保険事業特別会計繰出金では、事業費の増額により町負担分16万2,000円を増額計上いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、私立保育所等運営補助金で私立園が実施する低年齢児保育対策事業を支援するため、138万4,000円を増額いたしました。

2目児童措置費では、私立保育所等運営事業について、私立保育所等運営費として、令和5年人事院勧告に伴う公定価格の改定により、保育士等の賃金改善等に対して支援するため、251万4,000円を増額いたしました。

3目児童館運営費では、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象外となったことから、財源更正を行いました。

続いて、9、10ページの歳入の説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金では、保育所運営費負担金として126万3,000円を増額いたしました。

また、3節保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金181万6,000円を増

額いたしました。

項2 国庫補助金、2 目民生費国庫補助金の2 節児童福祉費補助金では、次世代育成支援対策施設整備交付金49万4,000円を減額いたしました。

款15 県支出金、項1 県負担金、1 目民生費県負担金、2 節児童福祉費負担金では、保育所運営費負担金として53万8,000円を増額いたしました。

また、3 節保険基盤安定負担金では、国民健康保険基盤安定負担金県費分として749万7,000円を増額いたしました。

次に、項2 県補助金、2 目民生費県補助金、3 節児童福祉費補助金では、岐阜県児童福祉等対策事業補助金69万2,000円を増額し、次世代育成支援対策施設整備交付金49万4,000円を減額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、13、14ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、6 目企画費の養老鉄道活性化事業では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年10月に施行されたことから、鉄道事業再構築実施計画の再認定により、社会資本整備総合交付金の採択を受けるべく事業内容の見直しが行われたことに伴い、一般社団法人養老線管理機構の負担金5,140万円を増額いたしました。

また、18目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力金が当初予算より増加する見込みであることから330万2,000円を増額いたしました。

次に、15、16ページに移りまして、款6 農林水産業費、項1 農業費、6 目食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業では、新食肉基幹市場建設候補地の区及び地権者から施設建設に対する理解が得られた後、直ちに用地取得に係る事務手続を行うため、各種調査業務を実施するものとして委託料を計上しておりました。しかしながら、現在も当該区への説明会等は継続中であり、今年度中に当該調査業務等に着手することは困難であることから1億3,915万6,000円を減額いたしました。

次に、款8 土木費、項2 道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費の除雪対策費では、本年1月24日から25日にかけての記録的な降雪による除雪委託料の不足分並びに本年度中の凍結防止剤散布及び除雪委託料を見込み、600万円を増額いたしました。

続いて、9、10ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、養老鉄道の施設整備計画が社会資本整備総合交付金の地域公共交通再構築事業の事業採択を受けることから、新たに2,570万円を計上いたしました。

次に、11、12ページに移りまして、款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、環境整備協力金の増加に伴い、330万1,000円を増額いたしました。

最後に、款21町債、項1町債、7目総務債では、地域公共交通再構築事業債として2,570万円を計上し、13、14ページの款2総務費、項1総務管理費、6目企画費の養老鉄道活性化事業に同額を充当し、財源更正をいたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 高橋消防長、自席にて補足説明。

○消防長（高橋正人君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

9、10ページ、歳入のみでございます。

款17寄附金、項1寄附金、6目消防費寄附金では、1者から救急搬送業務に役立つ費用として御寄附をいただきましたので、10万円を計上いたしました。

寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿いまして、15、16ページの款9消防費、項1消防費、1目常備消防費、常備消防維持管理運営事業に同額を充当し、財源更正を行いました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第26、議案第15号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第15号 令和5年度養老町国民健康

保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,127万9,000円を追加し、予算総額を35億5,839万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和5年度国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び財政安定化支援事業の額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款4保健事業費、項2保健事業費、1目保健衛生普及費では、人間ドック助成金として13万5,000円を増額いたしました。

款5基金積立金、項1基金積立金、1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和5年度の国民健康保険事業費納付金において、事業費納付金の算定が医療費給付動向等により毎年変動することから、今後の納付金対策として基金積立金を1,114万4,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、1目保険給付費等交付金では、負担金補助対象外となりました人間ドック補助分89万円を減額いたしました。

款5繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、令和5年度国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金を1,241万9,000円増額、財政安定化支援事業繰入金を25万円減額し、1,216万9,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第16号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ643万9,000円を減額し、予算総額を30億1,546万8,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業費を承認事業の取下げにより減額するほか、保険給付費のサービス給付諸費及び高額介護サービス等費の所要額を増額するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

8、9ページを御覧ください。

款1総務費、項5特別対策事業費、2目認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の承認を受けた事業所の取下げにより773万円を減額しました。

款2保険給付費、項3サービス給付諸費、1目審査支払手数料では、介護給付費審査支払手数料の支払い件数の増加により10万9,000円を増額いたしました。

また、款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費でも、高額介護サービス費負担金の増額傾向により118万2,000円を増額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6、7ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い25万8,000円を増額しました。

項2国庫補助金、1目調整交付金におきましても、給付費の増額に伴い6万4,000円を増額し、6目地域介護・福祉空間整備推進交付金では、承認事業の取消しにより773

万円を減額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、1目介護給付費交付金におきましても、給付費の増額に伴い34万8,000円を増額しました。

款5県支出金、項1県負担金、1目介護給付費負担金におきましても16万2,000円を増額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金におきましても16万2,000円を増額しました。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として29万7,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第28、議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第17号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ568万9,000円を追加し、予算総額を4億3,288万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、後期高齢者医療保険料の増加に伴う所要額を増額するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜り

ますようよろしくお願ひいたします。

○議長（野村永一君） 藤田健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、岐阜県広域連合から当初予算編成時に想定された負担金算定額が保険料の動向により増額となったため、所要額568万9,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページ、歳入について御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金と同様に保険料の動向により増額が見込まれるため、387万8,000円を増額しました。

同様に、2目普通徴収保険料につきましても181万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第29、議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第39、議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの11議案を一括議題として上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第28号 令和6年度養老町後期高齢

者医療特別会計予算までの各予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算案の詳細につきましては、予算特別委員会において各部長及び各課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて説明をさせていただきます。

この繰入れにつきましては、特別会計で各事業を実施するため、地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入れの額といたしましては、食肉事業センター特別会計事業に対しまして7,786万5,000円でございます。

次に、議案第19号 令和6年度養老町一般会計予算の予算案につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和6年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ120億2,300万円で、対前年度比5億7,700万円、5.0%の増でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業3億7,696万2,000円、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業2億2,139万3,000円、用地取得関係事業1億4,216万2,000円、電算及び文書印刷管理費1億2,452万8,000円、県営ため池防災対策事業負担金9,350万円、予防接種事業6,915万8,000円、プレミアム付商品券事業3,300万円、非常備消防関係車両等購入事業2,553万5,000円などでございます。

次に、議案第20号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和6年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ32億2,340万円で、対前年度比較マイナス2億9,750万円、8.4%の減でございます。減額の主なものは保険給付費の減によるものでございます。

次に、議案第21号 令和6年度養老町簡易水道特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和6年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,160万円で、前年度比較マイナス3,190万円、59.6%の減でございます。減額の主なものは、上水道事業会計への繰出金の減額と簡易水道施設整備基金への積立金の減によるものでございます。

次に、議案第22号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和6年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算額それぞれ1億5,170万円で、前年度比較マイナス800万円、5.0%の減でございます。減額の主なものは、電気使用料高騰の鎮静化に伴う光熱水費の減によるものでございます。

次に、議案第23号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和6年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額が120万円で、前

年度と同額でございます。

次に、議案第24号 令和6年度養老町上水道事業会計予算の予算案につきまして説明をさせていただきます。

令和6年度上水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入4億7,350万円で、前年度比較1,840万円、4.0%の増、収益的支出は4億7,140万円で、前年度比較3,310万円、7.6%の増でございます。

次に、4条会計の資本的収入は3億2,310万円で、前年度比較5,550万円、20.7%の増、資本的支出は4億1,970万円で、前年度比較2億1,580万円、105.8%の増でございます。資本的収入の増の主な要因は企業債の増によるものでございます。資本的支出の増の主な要因は建設改良費の増によるものでございます。

次に、議案第25号 令和6年度養老町下水道事業会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和6年度より農業集落排水事業が地方公営企業法の適用により、公共下水道事業と農業集落排水事業を併せまして下水道事業会計となります。令和6年度下水道事業会計予算は、3条会計の収益的収入は4億2,030万円で、前年度比較3,680万円、9.6%の増、収益的支出の額は3億7,360万円で、前年度比較3,430万円、10.1%の増でございます。

次に、4条会計の資本的収入は1億50万円で、前年度比較1,120万円、12.5%の増、資本的支出は2億110万円で、前年度比較1,490万円、8.0%の増でございます。収益的収支及び資本的収支の増額の主なものは、農業集落排水事業特別会計を廃止し、公共下水道事業会計と統合したことによる増額となっております。

次に、議案第26号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和6年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額それぞれ29億9,050万円で、前年度比較7,180万円、2.5%の増でございます。増額の主なものは、介護サービス給付費等の保険給付費の増額によるものでございます。

次に、議案第27号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計予算の予算案につきまして御説明させていただきます。

令和6年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額それぞれ1,870万円で、前年度比較20万円のマイナス、1.1%の減でございます。減額の主なものは、介護サービス事業関係職員費の減によるものでございます。

最後に、議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の予算案につきまして説明させていただきます。

令和6年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額がそれぞれ4億9,350万円で、前年度比較6,630万円、15.5%の増でございます。増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものなどでございます。

以上、一括上程賜りました議案第18号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第28号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思います。ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 一般会計予算について総括的な質問をいたします。

今回の予算総額は120億でございますが、養老町は人口減少に伴いまして町税が2.9%減で1億円ほど減っております。

また、その反面、それと同時に町債を大幅に減額して健全財政を図っておられるように見受けられますが、この内容を見てもみますと寄附金の増額9,700万円、繰入金を増額して1億2,000万円、地方交付税が8,100万円増えて3.2%の増ということで帳尻はうまく合っておりますが、将来的に町長の施政方針の中にもございましたように、養老町健全財政を育成していくという観点から、税の公正・公平性の観点もございますので、今後の養老町の財政運営の考え方、いわゆる交付税が増えたからまた減った分を繰入金で賄うというような考え方でやっていくのか。町税そのものを増やしていく考え方をどのように持っておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） おっしゃるとおりでして、予算ですからつじつまは合っていないとはいけないと思っております。

やはり、例えばですけれども、いつもおっしゃるように滞納が少し目立ってきておりますので、新年度からはそういう経験のベテラン徴収員さんも雇うというようなことも計画させてもらっておりますし、今後、食肉というプロジェクト事業もございますので、基金は使わせてもらいたいとは思っておりますけれども、内容を精査しながら、町債は借金ですのでそういったものはなくしながら自主財源の確保、これはもう職員一丸となって努めていきたいと考えておりますし、長期的なものは年次計画を立てながら、施設も老朽化してきますし、他市町もいろんな事業をやっておりますので、養老町に住んでよかったと思われるような財政運営を心がけたいというふうに考えております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） まずは総括的な観点から質問をさせていただきたいと思います。

住民福祉分野で、援助施策、直接的なものについてお聞きしたいと思います。先ほど松永議員からもあったように120億円を超える大規模な予算編成となっております。今年度は国・県の予算を充てて、コロナ禍から続く経済不況や円安等による物価高騰などにより苦しむ世帯への援助施策が実施されました。次年度予算の中でも、同じく経済的に困窮している世帯等への援助施策があると見受けられます。

この中で、養老町が単独負担で独自に行う直接の経済的な援助施策があればお答えください。町単のものがなければ、ないとだけお答えください。

次に、大綱的な視点からの質疑を行いたいと思います。

養老P a yに関連するアプリについてです。当初はQRマネー決済のためのアプリという認識でしたが、今年始めた健康アプリとの連携などアプリ機能の拡張を行っていく気配が見られます。一見すると魅力的なアプリに見えますが、養老町が単独で開発し利用していくにはシステム改修や維持費用がかかり、これは年々膨れ上がっていくことが予想され、町の負担になっていくことと思われます。大手が手がける同様のアプリも世の中には幾つもありますが、当町においてこれらのアプリを独自で展開していく意味をどのように考えているかお答えください。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 1点目の御質問にお答えします。

当町独自の援助ということですが、3歳未満児に対する援助ということで町独自で、国の補助金は使いますけれど施策を展開させていただく予定でございます。それが1点ございます。そのほかは、特に住民福祉部ではございません。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 2点目の岩永議員の御質問でございますが、養老P a yにつきましては、もともと地域通貨の電子決済ということでこちらを進めさせていただいておりました。

今回、今年度から「Smart Town YORO Project」ということで、養老P a yにつきましてはより住民の皆さんに使いやすいもの、それから電子決済だけでなく住民の皆さんの幸福度を高めるような、そういったシステムとして改修をし続けております。

その上で今回、健康アプリについてですが、こちらについてはもともと基礎的なアプリがつくってありまして、それを養老町に合わせた形でシステムの一部改修したものでございますので、独自にということではないということだけお伝えさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） お答えいただきましたけれども、先ほどの住民福祉関係の1点目

の質問、国の予算が関連しているということであれば、私の質問の趣旨は国や県の予算によらない町単独のことなので、なしという認識でよろしいですかね。よければなしということで、もう一度改めてお答えいただきたいと思います。

次に、2点目の大綱的な話ですけれども、町民の幸福度を上げるというような表現をされていますけれども、このままいくとどんどん、アプリの拡張が進んでいくと年々開発費用とシステムの維持管理費がすごく膨大なものになっていくかと思うんですけど、この辺りに対する考え方、それでも構わんのや、やっていくんやというようなことなのかどうかというような総合的な視点での答弁をいただきたいんですけれども、いかがですかね。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 先ほどの私が申し上げました3歳未満児の財源は国でございまして。ただ、施策として、よその町村ではやっていない施策を展開しているということでお答えいたしました。

あと、今までの継続のもので、福祉年金などは町単事業でずっとさせていただいておりますし、母子父子の関係で18歳から20歳までの方の医療費助成も町単でずっとさせていただいて、新規事業ではございませんけれど、そういうことは町単でやらせていただいていることを付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 竹中産業建設部参事、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、こちらの事業につきましては、例えば養老P a yというようなものについて、キャッシュレス決済ですが、神戸町だとか、それからお隣の大垣市さんのほうでも進められたようなことを聞いております。当然キャッシュレス決済だけではないんですけれども、こういったデジタル化を進めていくことについては広域で進めるというようなことも聞いておりますので、そちらのほうも視野に入れながら維持費についての縮減を図るような取組を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2点で質疑をします。

最初に、総務省は2023年度及び2024年度の事務連絡、地方財政の見直し、予算編成上の留意事項などについて、地方公共団体の基金についてはその規模や管理について十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して確実かつ効率的な運用を行いつつ優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理、運営に努めていただきたいと促していることと承知しています。

この背景には、財務省が国は借金を増やしているのに、地方は貯金が増えているなど

と自治体の基金増加などを理由に、国から地方への財政の削減を図ることを根拠にするのではないかと懸念しますが、次の点で伺います。

最初に、当町の新年度予算編成に当たり、この事務連絡は検討したのか否か。また、物価高騰などで町民生活が逼迫しております。新年度からも新たに食料品などを含めた値上げが報道されていますが、暮らしやなりわいを守るため積極的な基金の活用も待ち望まれていると思いますが、これに対する見解を求めます。

2点目は、いよいよ新年度に学校のあり方検討委員会が設置されます。

施政方針では、児童・生徒数の推移を踏まえ、将来を展望した学校の在り方を検討するとうたっています。子供の数が減ったから統廃合でよいのか、文部科学省などがいう適正規模の学校が児童・生徒、保護者、教職員、町民が願う学校なのか、コロナ禍で小規模校が見直されたのではないのか、小学校と中学校を簡単にくっつけていいのか、そもそも学校だけの問題ではないのではないのか、様々な声が聞かれます。結論を急がず、より多くの意見が反映された開かれた民主的な検討委員会を期待しますが、3点で伺います。

最初に、当検討委員会の傍聴や議事録の記載について、取扱いについてです。

2点目は、議会や保護者、教職員、地域などへの会議の内容の報告についてです。中間報告や最終報告とするのか、あるいは会議のたびに情報を共有していくのか、その点を伺います。

3点目は、スケジュール案はまとまっているのか、どれくらいのスパンで検討していくのか、その3点でお答えいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 長い御質問でしたので、要点だけお答えさせていただきたいと思えます。学校のあり方の関係は教育長からお答えさせていただきますのでお願いします。

新年度予算編成につきましては、内閣府から経済財政運営の改革の基本方針2023、5年6月16日に閣議決定したものを参考に作成しまして、令和5年10月16日付で通知されております。

御質問の2024年事務連絡、地方財政の見通し、予算編成上の留意事項などにつきまして、1月22日付で県を通じまして本町にも通達が来ております。予算編成の中でも、例えば地方交付税でしたら、本町ですと3.2%増、そのほかにも町民税、特に町税の中で個人住民税の定額減税分につきましては減収を見込んでおりますけれども、その分については地方特例交付金により国で補填するといったようなことが通知されておりますので方針につきましては直接影響はないかと、参考の一つとして考えさせてもらっております。

各基金につきましても、設置の趣旨に即しまして優先的に取り組むべき事業に活用しつつ確実に効率的な運用を行うことを心がけており、特に近年では、ふるさと応援基金

の積極的な活用を当初予算及び補正予算で活用させていただいております。

物価高騰の町民生活のものについての基金の活用も待ち望まれるような御意見ではございましたけれども、物価高騰の影響から町民の暮らしを守る事業といたしましては、国の交付金を活用いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、低所得者の支援及び定額減税分補足給付金給付事業、給食費も今回これを使わせていただきまして3割の公費負担を実施させてもらっております。

先ほど、ふるさと応援基金について、直接物価高騰対策ではございませんが、学校環境の改善、子育て支援のために実施する小学校給食管理事務、小学校校舎等施設整備事業、地域子育て支援拠点事業のほか町民の健康づくりのために実施しております健康増進事業、予防接種事業など、町民の福祉の増進や活力あるまちづくりのために活用しております。

こういった基金の繰入額は年々増加傾向にありまして、今後大規模な事業も想定されることから、財政の健全性の確保のため、できる限り国庫支出金等の財源を活用した事業を優先してまいりたいと考えております。

先ほどの子育ての中で、一般財源のものはないかとおっしゃられましたけれども、手持ちにあまり資料がございません、即答できずに申し訳ございませんでした。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） それでは、水谷議員さんの第2項目めの質問についてお答えさせていただきます。

学校のあり方の検討は児童数の減少に伴って様々な現状、課題などに対応するため取り組んでまいります。その中で、養老町としてはどんな学校が子供たちの学ぶ環境としてふさわしいのか、そういった点を重点に考えてまいりたいと思っております。

そこでは、児童・生徒、保護者、教職員、町民の皆様の思いや願いを大切にして町全体で学校の在り方を検討していくことが重要だと考えております。将来的なまちづくりにも関わることでありますからまず皆さんに知っていただく、そして皆さんが養老町の学校づくりの当事者として考えていただく、そんな思いで取り組んでいただきますよう進めてまいりたいと思っております。

3点ございましたが、1点目です。

検討委員会の傍聴や議事録等の記録についてですが、原則会議の傍聴や議事録の公開を行い、皆様にお知らせしようと思っております。傍聴については、会議室の大きさ等がございますので、人数に限りがある場合もありますけれども、そのような場合でも議事録を公開してお知らせできるようにしてまいりたいと思っております。

2点目、議会や保護者、教職員、地域などへの会議の報告についてでございますが、会議のたびに行うのか、また取りまとめて行うのかということですが、これについては今申し上げましたように会議のたびに、検討委員会をやりましたところでホームペ

ージ等についてお知らせしていくということが一つでございます。

他方、進めていく段階において取りまとめてお知らせをしていく、そういったことも考えておりました、議会全員協議会や郡町PTA会、それから校長会、園長会、あるいは行政懇談会など地域の皆様にもお知らせしていける機会を持たせていただきたい、その機会を持ちながらお伝えさせていただきたいと考えているところです。

3点目、スケジュール案はまとまっているかということですが、今現在令和6年度に取り組みたい内容について教育委員会事務局の原案として作成しております。この原案をあり方検討委員会の中で検討していただきまして、方向性を出してお知らせできるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑がありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの日程第29、議案第18号から日程第39、議案第28号までの計11議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの11議案については、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第40、発議第1号 町長の専決処分事項の指定の変更についてを議題として上程します。

本案は、議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） ただいま上程されました発議第1号 町長の専決処分事項の指定の変更について、趣旨説明をさせていただきます。

本町では、改良住宅の譲渡推進と並行して法的措置等による適正管理を進めておりますが、法的措置等による訴えの提起や提起後の和解及び調停については、期間が限られた中で議会の議決を得ることが困難であることから、町政の円滑な執行及び適正な債権管理等に資するため、地方自治法第110条第1項の規定に基づき、平成26年9月9日の議決により町営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関することを町長の専決処分事項に指定しているところです。

しかしながら、本町が管理する改良住宅の一部については施策が推進されたことによって改良住宅の用途を廃止した上で町が管理しているものもあり、これらの住宅の法的措置等については町長の専決処分事項の対象ではなく、その都度議会の議決が必要となっております。また、先述の住宅だけではなく、町が管理しているほかの住宅についても、今後同様なケースが生ずる可能性も否定できません。

以上を鑑みて、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定の変更について、令和6年2月16日付で町長より議長に対し要請がありました。

内容といたしましては、町政の円滑な執行及び適正な債権管理等に資するため、町が管理する全ての住宅の法的措置等に関する事項について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分事項に指定していただきたいというものです。これを受け、議会運営委員会においてその取扱いについて協議いたしました。協議の結果、効率的な行政運営及び速やかな対応が重要であると判断し、町長より要請のあった専決処分事項の指定の変更については同意することと決定され、議会の権限を委任する内容であることから、議会運営委員長である私と副委員長である西協議員の連名で議案を議長に提出しました。

変更内容としては、第1項中、町営住宅、特定公共賃貸住宅及び改良住宅を町営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及びその他町が管理する住宅に改めるものです。

以上で、町長の専決処分事項の指定の変更についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は3月8日金曜の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は3月11日月曜から13日水曜までの3日間とし、それぞれ午前9時30分から開催されるよう各

委員長に要請いたします。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日3月5日から3月18日までの14日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月18日までの14日間は休会をすることに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は3月19日火曜午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦勞さまでした。

（散会時間 午後2時13分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月4日

議 長 野 村 永 一

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子

